

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	喫煙制限区域巡回啓発員業務委託
契 約 内 容	喫煙制限区域等における巡回啓発員業務
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
契 約 締 結 日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及 び 所 在 地	公益社団法人戸田市シルバー人材センター 戸田市大字新曽933番地の2
契 約 金 額	4,067,270円
契約の相手方とした理由	<ul style="list-style-type: none">・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41号第2項に規定する「シルバー人材センター」である。・平成27年6月1日から業務を行っており、啓発のノウハウが蓄積されている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する。)
発 注 課 所 名	環境経済部環境課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	中町多目的広場管理業務委託
契約内容	中町多目的広場の見守り及びトイレ等設備・広場内外の清掃を実施。
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及び所在地	埼玉県戸田市大字新曾933-2 公益社団法人戸田市シルバー人材センター 代表理事 熊木 保衛
契約金額	3, 211, 432円
契約の相手方とした理由	公益社団法人戸田市シルバー人材センターは、高齢者の就業の機会を確保するため組織的に就業を援助することにより、高齢者の社会参加の進展を図り、その能力を活かした活力ある地域社会づくりを目的とした法人であり、自治体として地域社会づくりへ寄与するため。「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」適用
発注課所名	資産経営室

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	封筒の点字刻印業務委託
契約内容	封筒に点字を刻印する。
契約期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称及び所在地	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会 戸田市上戸田5-6
契約金額	1件あたり2.1円
契約の相手方とした理由	点字を刻印する作業は比較的簡単であり、障害のある方の社会的自立を側面的に援助することが可能であることから。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発注課所名	財務部 入札検査課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	封筒の点字刻印業務委託
契約内容	封筒に点字を刻印する。
契約期間	令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
契約締結日	令和2年9月29日
契約の相手方の名称及び所在地	社会福祉法人戸田わかき会 戸田市新曽1522-1
契約金額	1件あたり2.1円
契約の相手方とした理由	点字を刻印する作業は比較的簡単であり、障害のある方の社会的自立を側面的に援助することが可能であることから。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発注課所名	財務部 入札検査課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	戸田市船着場清掃管理業務委託
契約内容	戸田市船着場の健全保持のため、清掃及び除草を実施する。
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人 戸田市人材シルバーセンター 戸田市大字新曾933-2
契約金額	123,908円
契約の相手方とした理由	高齢者の就業機会の確保や、生き甲斐づくり・社会参加の進展を図り、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
発注課所名	道路河川課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	公園内一般清掃等委託
契 約 内 容	一般清掃、除草、芝地除草・刈込等
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契 約 締 結 日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人戸田市シルバー人材センター 戸田市大字新曽933番地の2
契 約 金 額	2,461,182円
契約の相手方とした理由	本業務は、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保するため、これらの人に対して組織的に就業の場を提供することにより、その就業を援助して、生き甲斐づくりや社会参加の進展を図り、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした法人であるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発 注 課 所 名	環境経済部 みどり公園課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	給食の放射性物質検査業務
契 約 内 容	給食の放射性物質に係わる測定及び測定結果の報告
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契 約 締 結 日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及 び 所 在 地	公益社団法人戸田市シルバー人材センター 戸田市大字新曽933番地2
契 約 金 額	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで 金2,987円/1か所1回あたり うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金271円 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで 金3,081円/1か所1回あたり うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金280円
契約の相手方とした理由	高齢者の雇用促進に繋がる為。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発 注 課 所 名	こども青少年部保育幼稚園室

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	印刷業務委託
契約内容	職員からの依頼を受け、印刷業務を実施する。 (作業場所:印刷室)
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人戸田市シルバー人材センター 所在地:戸田市新曽933-2
契約金額	(4月～9月)1勤務日当たり2,780円(税別) (10月～3月)1勤務日当たり2,868円(税別)
契約の相手方とした理由	当該業務については、職員からの依頼を受け、印刷を行うという特別な技術は必要とされない業務のため、高年齢者への就業機会を確保する点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を、継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発注課所名	総務部庶務課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	給食の放射性物質測定
契約内容	業務場所にて放射性物質測定器を用いて、食材および給食一食分を測定し、学校給食課へ結果を報告する。
契約期間	令和2年4月10日から令和3年3月23日まで
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人戸田市シルバー人材センター 戸田市大字新曽933-2
契約金額	1か所1日あたり5,772円(令和2年4月10日～令和2年9月30日) 1か所1日あたり5,949円(令和2年10月1日～令和3年3月23日)
契約の相手方とした理由	業務にあたり十分な人員を確保できること、また高齢者の雇用促進につながるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発注課所名	教育委員会事務局 学校給食課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	戸田市家具転倒防止器具給付設置事業業務委託
契約内容	申請のあった高齢者世帯宅にある、たんす、食器棚、書棚等の床置き型の家具類に家具転倒防止器具を設置する。
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称及び所在地	公益社団法人 戸田市シルバー人材センター 戸田市新曽933-2
契約金額	令和2年4月1日～9月30日 転倒防止器具費用 1か所あたり1,080円 取付作業費用 1式1,277円 令和2年10月1日～令和3年3月31日 転倒防止器具費用 1か所あたり1,080円 取付作業費用 1式1,318円 ※作業費用について、令和2年10月1日から埼玉県 lowest賃金が改定するため、その金額が計上されております。
契約の相手方とした理由	公益社団法人戸田市シルバー人材センターは、高齢者が生きがいを得るために就労しており、営利を目的としていないため、安価に委託可能である。また、戸田市の高齢者が地域内で働くことによって戸田市高齢社会に活力を与えることができる。また、こうした団体は他になく、過去の作業においても実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発注課所名	福祉部長寿介護課

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	本会議傍聴者案内業務
契約内容	本会議傍聴者の受付及び案内・誘導
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人戸田市シルバー人材センター 埼玉県戸田市大字新曾933番地の2
契約金額	令和2年4月1日から令和2年9月30日までは1日(時間延長の場合も含む。)18,199円、令和2年10月1日から令和3年3月31日までは1日(時間延長の場合も含む。)18,767円。 ただし、就業時間が3時間以内で終了した場合の委託料は、2分の1の額(取引に係る消費税及び地方消費税含む。)
契約の相手方とした理由	(1)公益法人として信頼性の高い事業者であり、これまでの実績からも十分に業務を行うことができる。 (2)高齢者等の雇用の安定等に関する法律並びに地方自治法施行令第167条の2の随意契約の趣旨にかんがみ、高齢者の安定的な雇用の確保と推進に寄与できる 【地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当】
発注課所名	議会事務局

随意契約締結状況

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号関係)

物品又は役務の名称	戸田市青少年の広場巡回等業務委託
契約内容	中町及び新曾青少年の広場における巡回、清掃、利用状況報告等
契約期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人戸田市シルバー人材センター 戸田市大字新曾933-2
契約金額	2,410,898円
契約の相手方とした理由	高齢者の雇用の安定を目的とする団体であることから。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
発注課所名	こども青少年部児童青少年課